## 住民監査請求に係る監査の結果について

#### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

平成20年12月9日、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書(以下「請求書」という。)が、A外1人から提出された。

#### 2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

### (1) 請求の要旨

#### ア 請求理由

兵庫県立明石城西高等学校(以下「明石城西高校」という。)のB(以下「B」という。) は、平成20年8月5日から8日まで、県立図書館で朝から研修を実施したとの研修報告書を 提出している。

しかし、明石城西高校の職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までであり、県立図書館の開館時間は午前9時30分から午後6時までであるから、午前8時30分からの1時間は研修を実施しておらず、これは、職務専念義務違反である。

ところが、兵庫県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、Bに何の措置も講じていない。これは、不当な公金の支出である。

## イ 求める措置の内容

上記アの事実によって、兵庫県が被った損害を補てんする必要な措置が講じられることを 求める。

# (2) 事実を証する書面

本件措置請求の要旨に係る事実を証する書面として、次の文書が提出された。

- ア 請求人のうち1人が、平成20年10月31日に明石城西高校を訪問し、同高の校長及び教頭と 面談した状況並びに同年11月1日に県立図書館の開館時刻及び閉館時刻を確認した状況をそれぞれ記録したとする「事実を証する書」と題する書面
- イ 平成20年7月16日付けのBが提出した研修計画書の写し及び同年9月1日付けのBが提出した研修報告書の写し(別紙として同年8月4日から8日までの研修内容の詳細の写しが添付)

# 3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成20年 12月9日(請求書提出日)付けで受理した。

#### 第2 証拠の提出及び陳述

### 1 請求人の陳述等

平成21年1月16日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ(自治法第242条第6項)、本件措置請求に関して請求人のうち1人から、おおむね次のとおり陳述があった。

研修は、本当にするなら、してもらってよい。ある学校を訪問したところ、学校長が、図書館での研修は認めないと言っていたが、それは違うのであって、きちんと研修してもらえばそれでよい。

しかし、一方で、自宅研修をしているという教員のところに行ったら、留守にしていたり、買

物に行っていたということがあった。このように制度を悪用している人もいるのではないか。

別の教員は、去年と今年、同じ内容の研修を行っている。研修報告書を提出すればそれでよいと考えているのかもしれないが、本人から話を聞きたいと思って学校に行っても、県教育委員会からの指示で会わせてくれない。

また、研修報告書の公開を求めても、研修場所が非公開となっていることがある。自宅だから ということだと思うが、研修場所となれば、働く場所なので、プライバシーに関する情報という ことにはならないと思う。

このようにおかしな論理、同じような問題が、またずっと出てくるので、監査委員の指導をお願いしたい。

#### 2 執行機関の陳述の要旨

平成21年1月16日、県教育委員会の陳述を実施したところ(自治法第242条第7項)、おおむね次のとおり陳述があった。

## (1) 県教育委員会の指導

教育公務員は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)で、職務遂行上不可欠なものとして研修が位置付けられ、特に第22条第2項には、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と規定されていることから、この承認研修(教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修をいう。以下同じ。)は、承認に係る勤務時間のすべてを研修に充てられることを前提として承認を与えるものである。このことについては、毎年2回、各学校長あてに通知している「綱紀粛正及び服務規律の確保について」においても、承認研修は勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、このことを踏まえ、承認研修が適正に行われるようにと指導しており、明石城西高校においても、その趣旨は当然徹底されている。加えて、平成20年9月の監査委員からの意見を受け、同年10月に各学校長あてに、研修内容と研修場所の適否について十分に確認を行う等、承認について適正に行うよう通知している。

なお、研修場所への移動に要する時間については、当然、職務専念義務が免除される時間に含まれるものである。また、施設等で研修を行う際には、学校への往復に時間を費やすより自宅で研修を行う方が合理的な場合もあり、施設等の開館時間以外は学校にいる必要があるとの指導は行っていない。

#### (2) Bの承認研修の実施状況等

- ア 明石城西高校では、教員の研修に関して、承認研修は、勤務時間のすべてが研修の時間に 充てられなければならないことを各教員に指導しており、本件でも、平成20年の夏期休業前 に、具体的に1日の研修の場合は、少なくとも勤務時間である午前8時30分から午後5時15 分までが研修時間であることを、職員会議等において説明している。
- イ また、研修計画書及び研修報告書の記載方法について、研修場所欄には、様式にも記載しているとおり、研修場所は自宅以外の主な研修場所を記載し、記載のない場合は自宅で研修することを意味している旨説明しており、本件については、Bの平成20年8月5日から8日までの承認研修(以下「本件承認研修」という。)に係る研修計画書(以下「本件研修計画書」という。)及び研修報告書(以下「本件研修報告書」という。)の内容は、Bが勤務時間である午前8時30分から午後5時15分まで研修を行う計画と、その時間、実際に研修を行った事実を記載したものであり、Bの研修の実施に関して、職務専念義務に反しておらず、県立図書館でのみ研修しているとする請求人の主張は誤解である。

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、本件承認研修を理由とした職務専 念義務の免除に係る平成20年8月分の給与の支出を監査の対象事項とした。

### 第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。 本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述及び県教育委員会の陳述、 関係人調査(平成20年12月25日及び平成21年1月8日実施)並びに県教育委員会に対する実地調 査(同月6日及び8日実施)により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

### 1 認定した事実

(1) 本件研修計画書及び本件研修報告書の内容

Bが提出した本件承認研修に係る本件研修計画書及び本件研修報告書の記載内容は、次のとおりである。

ア 本件研修計画書の内容

平成20年8月5日から8日までのそれぞれ1日の研修として、日本において数学がどのように確立されてきたか、和算の誕生から発展について研究を行うことを研修内容とし、県立図書館又は明石市立図書館を研修場所としている。

イ 本件研修報告書の内容

県立図書館を研修場所とし、それぞれ1日の研修として、次の研修を実施したとしている。

研修日	研修の内容
平成20年8月5日	和算の誕生の背景についての研究
同月6日	関孝和についての研究
同月7日	建部賢弘についての研究
同月8日	和算の教材化についての研究

- ウ 明石城西高校の研修計画書及び研修報告書の研修場所については、自宅で研修する場合は 記載を要しないこととされ、自宅以外で実施する場合に主な場所を記載することとされてい るが、研修場所での開始時刻等研修時間を記載することになっていない。
- (2) 本件承認研修の承認状況等
  - ア Bは、平成20年7月16日付けで本件研修計画書を教頭に提出し、事務長を経て、校長は、 その計画を承認した。その際教頭は、Bに、研修場所である県立図書館及び明石市立図書館 の開館時刻が午前9時30分であること並びに勤務開始時刻である午前8時30分から開館時刻 までの間を自宅での研修等に充てることを確認している。
  - イ Bは、平成20年9月1日付けで本件研修報告書を教頭に提出し、事務長を経て、校長は、 その報告を確認した。
  - ウ 研修計画書、研修報告書等の記載方法、提出期限等の承認研修に関する手続については、 平成20年7月10日に教頭から説明が行われ、また、同月17日の職員会議で、校長は、県教育 委員会から通知された「綱紀粛正及び服務規律の確保について」に基づき、承認研修は当該 研修に要する時間について、職務専念義務が免除される旨各教員に説明している。
- (3) 本件承認研修の実施状況

平成20年8月5日から8日までのいずれの日も、Bは、午前8時前から自宅で県立図書館での研修の予習等の準備を行い、午前9時ころに自宅を出発し、午前9時30分から午後6時まで県立図書館で本件研修報告書に記載する研修を実施していたと述べており、この事実を否定で

きる他の事実は認められなかった。

## 2 判断

- (1) 承認研修は、事前に学校長から承認を受けた研修が実施されることによって、教員に対して 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条に規定する職務専念義務が免除される。具体的に は、県立学校教職員の服務に関する規程(昭和39年教育長訓令甲第3号)によって、あらかじ め研修日、研修場所、研修内容等を記載した研修計画書を提出し、学校長の承認を受け、研修 終了後に研修報告書を提出し、学校長の確認を受けることにより、当該勤務すべき時間につい て、職務専念義務が免除されるものである。
- (2) 本件では、本件研修計画書及び本件研修報告書に研修場所である県立図書館や自宅での研修開始時刻等の研修時間に関する記載はなく、いつから研修が開始されたのか明らかではない。しかし、上記1(2)アの教頭がBに確認した事実及び上記1(2)ウの事前に校長が説明した内容からすれば、Bが平成20年8月5日から8日までの4日間、それぞれ、勤務時間である午前8時30分から午後5時15分までの時間を研修の実施に関する行為に充てることで本件研修計画書を校長に提出し、校長も承認したこと、また、Bが同月5日から8日までの4日間、それぞれ1日の研修として、その日、自宅での研修の準備及び県立図書館への移動を含む県立図書館での研修に充てたとして、本件研修報告書を校長に提出し、校長も当該報告内容の確認を行ったことから、研修時間の記載はないものの、当該4日間の午前8時30分から午後5時15分までの勤務時間について、研修のため職務専念義務の免除がなされたものと認められる。
- (3) そして、上記 1 (3)のとおり、平成20年 8 月 5 日から 8 日までの 4 日間に係る勤務すべき時間 については、現に B は承認された研修計画のとおり研修を実施していたものであり、これを否定する他の事実は認められない。

したがって、本件においては、請求人が主張するような、Bに職務専念義務の違反があったということは認められない。

以上のとおり、兵庫県が被った損害を補てんする必要な措置が講じられることを求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。